

## やまなし未来創造農業推進事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、本県農業の更なる発展を図るため、農業協同組合等（以下「事業実施主体」という。）が取り組む事業に要する経費に対し市町村が補助する事業について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、やまなし未来創造農業推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象等)

第2条 この補助金は、実施要領に基づいて市町村が実施する当該補助金を財源とする給付金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

2 補助事業の対象とする事業実施主体、事業種目、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長（以下「市町村長」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、事業実施主体の当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付決定の通知)

第4条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に送付するものとする。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市町村長は、補助事業の内容について、別表に掲げる重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 知事は、第3条第2項の規定により、事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (6) 事業実施主体は、補助事業により取得した財産等について管理規程を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 市町村長は、事業実施主体が取り組む事業に対し前各号の条件を履行するために必要な条件を付さなければならない。

#### (状況報告)

第6条 第4条により補助金の交付決定の通知を受けた市町村長は、12月末日現在の補助事業の遂行状況を、遂行状況報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

#### (実績報告)

- 第7条 市町村長は、補助事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
  - 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

- 第8条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。
- 2 知事は、市町村に交付すべき補助金額の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とし、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要があると認める場合には、概算払により交付することができる。

2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(処分の制限)

第10条 事業実施主体は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した機械、設備等の財産(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金の交付の目的及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)別表」を準用して定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 市町村長は、事業実施主体が取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合には、財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認については「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて行うものとする。この場合において、交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から、財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する部分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた市町村及び市町村からこの補助金を財源とする給付金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 この要綱に基づく書類について、市町村長は、当該市町村を管轄する農務事務所に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。